

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

子供のいない夫婦は、遺言書を作成しましょう！ —相続税対策よりも、遺言が大切なケースがあります。—

[1] 子供のいない夫婦の場合の法定相続人

子供のいない夫婦のどちらかが亡くなった場合、配偶者その他に、死亡した人の親 又は、兄弟姉妹が法定相続人となります。

子供がいる場合の法定相続分……………配偶者 1/2、子 1/2

子供がなく親が健在の場合の法定相続分……………配偶者 2/3、親 1/3

子供がなく親は死亡、兄弟がいる場合の法定相続分…配偶者 3/4、兄弟 1/4

法定相続分は法律で決まっている権利ですから、主張されると無視できません。

[2] 相続税対策より、遺言が大切なケース

Aさん夫婦には子供がいません。奥さんは専業主婦だったので、自宅マンションと預貯金のほとんどは、Aさん名義になっています。Aさんは、交通事故で急に亡くなってしまいました。遺産は自宅マンション(相続税評価額 3000万円)と預貯金 500万円です。遺産総額が基礎控除額未満なので、相続税の心配はありません。Aさんの両親は既に亡くなっていますが、お姉さんがいます。お姉さんは法定相続分として、Aさんの遺産の 1/4 を相続する権利があります。自宅マンションも預金口座も Aさん名義ですが、夫婦で協力して築いた財産です。お姉さんが権利を放棄してくれると良いのですが、奥さんの思い通りにはなりません。自宅マンションを手放すわけにもいかず、お姉さんの権利である 1/4 相当額を預貯金で賄えず、奥さんは困ってしまいました。

Aさんが「妻に全財産を相続させる。」という内容の遺言書を作成しておけば、こんな面倒はなかったでしょう。

[3] 亡くなった人の兄弟姉妹は、遺留分が無い

遺言することで、相続させる遺産や人を自由に指定できます。ただし、法定相続人には最低限の遺産を相続できる権利が定められており、これを「遺留分」と言います。遺留分は法定相続分の半分と決められています。子供が1人いる夫婦の場合、父親が「妻に全財産を相続させる。」と遺言書をのこしていくても、子供には法定相続分(1/2)の半分である 1/4 相当の遺産を受け取る権利が保障されているのです。しかし、兄弟姉妹が法定相続人になる場合は、この遺留分が存在しません。したがって、正しい手続きによる遺言書があれば、Aさんの奥さんは全ての遺産を相続できたのです。

子供のいない夫婦の場合、残される配偶者の生活基盤を確保するために、ぜひ遺言書を作成しましょう。お互いに遺言書を作成し、交換し合うのも良い方法です。